埋蔵文化財に係る事務手続きの流れ

土木工事等の計画がある場合には、その土地が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかどうかを事前に確認する必要があります。

【芝山町内で土木工事等の計画がある】
その土地が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかを教育委員会に確認してください。
口頭での回答→工事範囲が分かる地図をご用意ください。
文書での回答→「埋蔵文化財の取扱いについて（確認）」と添付資料をご用意ください。

↓

埋蔵文化財包蔵地の範囲内である

埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるが、包蔵地に隣接するなど、埋蔵文化財がある可能性が高い場合。

↓

【試掘】
遺跡があるかどうかを確認するための調査。

↓

遺跡あり

遺跡なし

↓

教育委員会と協議・調整

↓

土木工事等を行う場合、文化財保護法第93条に基づく「**埋蔵文化財発掘の届出**」を教育委員会に提出（工事着手の60日前）

↓

開発対応の指示事項決定

慎重工事

工事立会

発掘調査

↓

【確認調査】
遺構（住居跡や古墳など）の有無を確認。開発範囲の約10％を調査。

↓

遺構あり

遺構なし

↓

教育委員会と協議

↓

本調査

設計変更などにより現状保存

↓

工事の実施

※上記は、埋蔵文化財の取扱いについて、基本的な流れを示したものです。遺跡の性格や地形、工事内容等によっては、手続きが異なる場合があります。
※工事中に遺跡などが発見された場合には届出が必要ですので、教育委員会までご連絡ください。
※農地での本調査を実施する際には、農地転用許可を受けている必要があります。

問い合わせ先
〒289-1624
千葉県山武郡芝山町小池973
芝山町教育委員会　生涯学習課　文化振興係
☎ 0479-77-1861　FAX 0479-77-1950
✉ bunka@town.shibayama.lg.jp